

平成24年10月22日 障害保健福祉関係主管課長会議資料本文より抜粋

1 障害者の就労支援の推進等について

(P5～P6)

(4) 報酬改定(10月実施)に関する適正な指導等について

本年4月の障害福祉サービス等報酬改定のうち、就労系サービスにかかる以下の事項については、周知期間等を考慮し10月施行としたところである。

については、管内の関係サービス事業所等に対して改めて周知いただくとともに適正な指導をお願いしたい。(関連資料6(15頁))

【就労移行支援】

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価の適正化

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

特に、就労移行支援事業にかかる就労定着者が0人の場合の減算については、直近の過去3年度又は4年度の就労定着者が0人に場合に適用されるので、留意されたい。

(具体例)

- ・ 21～23年度までの3年間の就労定着者が0人の場合：所定単位数の85%を算定
- ・ 20～23年度までの4年間の就労定着者が0人の場合：所定単位数の70%を算定

【就労継続支援A型】

就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

なお、就労継続支援A型は就労系の障害福祉サービスとして、企業で雇用されることが困難な障害者の働く場を確保するため設けられているものであるが、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員(関係通知によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間利用者の状況を踏まえ評価の適正化を図るものである。